

東大阪市営旧上小阪東住宅建替事業に関する特定事業契約を次の通り変更し締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第15条第3項の規定に基づき、その内容を公表する。

令和7年9月30日

東大阪市長 野田 義和

1. 契約金額

本変更契約に伴う契約金額の変更は、次のとおりです。

【変更前】 金3,916,000,000円

(うち消費税及び地方消費税の額 金356,000,000円))

【変更後】 金4,233,737,380円

(うち消費税及び地方消費税の額 金384,885,216円))

2. 変更理由

○物価変動に伴う事業費の増額が生じたため。

令和4年3月28日付け東大阪市営旧上小阪東住宅建替事業 特定事業契約書第51条及び第52条の規定に基づき、契約金額の変更を行ったもの。